

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月4日
【会社名】	東洋インキSCホールディングス株式会社 (旧会社名 東洋インキ製造株式会社)
【英訳名】	TOYO INK SC HOLDINGS CO., LTD. (旧英訳名 TOYO INK MFG. CO., LTD.) (注)平成22年6月29日開催の第172回定時株主総会の決議により、平成 23年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北川 克己
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目3番13号
【電話番号】	03(3272)5731
【事務連絡者氏名】	執行役員・グループ総務部長 野邊 俊彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目3番13号
【電話番号】	03(3272)5731
【事務連絡者氏名】	執行役員・グループ総務部長 野邊 俊彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成23年6月29日開催の当社第173回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、佐久間国雄、北川克己、松山茂樹、三木啓史、足立直樹、山崎克己、住山政弘、宮崎修次、柏岡元彦、伊藤富佐雄、青山裕也、安池円及び青谷真美を選任するものであります。なお、三木啓史、足立直樹の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、平田英敏、菅野隆、大門進吾を選任するものであります。なお、大門進吾氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第4号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

平成20年6月27日開催の当社第170回定時株主総会の決議に基づき導入した「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の有効期限の満了に伴い、当該対応策を更新するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	237,030	223	1,500	(注)1	可決(97.00%)
第2号議案					
佐久間 国雄	231,829	5,428	1,500	(注)2	可決(94.87%)
北川 克己	234,541	2,716	1,500	(注)2	可決(95.98%)
松山 茂樹	234,290	2,967	1,500	(注)2	可決(95.88%)
三木 啓史	197,956	39,301	1,500	(注)2	可決(81.01%)
足立 直樹	195,198	42,059	1,500	(注)2	可決(79.88%)
山崎 克己	234,327	2,930	1,500	(注)2	可決(95.89%)
住山 政弘	234,290	2,967	1,500	(注)2	可決(95.88%)
宮崎 修次	234,327	2,930	1,500	(注)2	可決(95.89%)
柏岡 元彦	234,326	2,931	1,500	(注)2	可決(95.89%)
伊藤 富佐雄	234,316	2,941	1,500	(注)2	可決(95.89%)
青山 裕也	234,311	2,946	1,500	(注)2	可決(95.89%)
安池 円	234,323	2,934	1,500	(注)2	可決(95.89%)
青谷 真美	234,313	2,944	1,500	(注)2	可決(95.89%)
第3号議案					
平田 英敏	232,338	4,915	1,500	(注)2	可決(95.08%)
菅野 隆	234,521	2,732	1,500	(注)2	可決(95.97%)
大門 進吾	171,153	66,100	1,500	(注)2	可決(70.04%)
第4号議案	186,823	51,937	0	(注)1	可決(76.45%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上